

■ 令和8年度教育行政方針

本日ここに、令和8年第2回奥州市議会定例会が開催されるに当たり、令和8年度の教育行政の主要な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

人口構造の変化をはじめ、急速なデジタル化や価値観の多様化など、これまでにない速さで変容する時代の波は、本市の暮らしや学びの在り方にも確実に影響を及ぼしております。こうした状況の下、持続可能で活力ある地域社会の発展を支えていくためには、次代を担う人材の育成が不可欠であります。

教育委員会としましては、「学ぶことが奥州市の伝統であり未来である」という本市教育行政の基本理念の下、子どもたちが目まぐるしく変わる社会を主体的かつ柔軟に生き抜く力を身に付けるとともに、多様な他者と関わりながら地域の担い手として成長できる環境づくりに努め、さらには、子どもから高齢者まで全ての市民が生涯にわたって学び続けられる教育施策の推進に引き続き取り組んでまいります。

以下、令和8年度の教育行政の重点施策について、申し述べます。

I 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

はじめに、市総合計画に掲げる大綱「未来を拓く人を育てる学びのまちづくり」に係る基本施策「『生きる力』を育む学校教育の充実」について申し上げます。

1つ目は、「学校教育の充実」であります。

令和8年度の教育指導は、「人間関係づくりと同僚性を大切にした教育の推進」、「家庭・地域との協働による学校経営の充実」等を土台とし、「確かな学力の保障」「不登校対策の充実・いじめの防止」「特別支援教育の充実」「郷土への誇りや愛着の醸成」を4つの柱として、「一人ひとりが輝く」教育を推進してまいります。特に次の3点を重点的に取り組みます。

1点目は「ICTを利活用した確かな学力の保障」です。

学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりに確かな学力を保障する教育の充実に努めます。

一人一台端末や電子黒板などのICT機器を有効に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒の自ら考え課題を解決する力の育成を進めます。また、教員や児童生徒の意見を反映して変更したAIドリルやデジタル教材の利用をさらに促進し、児童生徒一人ひとりの習熟度に対応した、より効果的な学習を展開するとともに、ICT支援員を活用し、教員の授業改善と児童生徒の情報活用能力

の育成を進めてまいります。

さらに、全県統一校務支援システムの活用により学校業務の効率化を図り、教職員が教育活動に専念できる環境を整え、学校教育の充実につなげてまいります。

2点目は「個に応じた支援の充実」です。

全ての子どもが楽しく通える魅力ある学校づくりの支援と、不登校児童生徒の学びを支える体制づくりに努めます。

各校において、自己存在感や所属感を高める集団づくりを進めるとともに、不登校に関する情報共有と迅速かつ丁寧な対応による「未然防止」と「初期対応」の取組が一層推進されるよう、学校との連携を強化してまいります。

また、児童生徒支援相談員の配置による校内教育支援センターの機能充実を図り、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。奥州市教育支援センター「フロンティア奥州」においては、引き続き2か所で開設し、不登校児童生徒の学習機会の保障と将来の社会的自立を見据えた支援を行ってまいります。

併せて、特別支援教育のさらなる充実に努めます。校内支援体制の要である特別支援教育コーディネーターを中心とし、今年度中学校で拡充した特別支援教育支援員の一層の活用を図りながら、児童生徒一人ひとりの特性やニーズに基づいた計画的・継続的・組織的な支援を推進します。

3点目は「ふるさと学習の推進」です。

奥州市全体への郷土愛を醸成し、将来に希望を抱くことができる児童生徒の育成を図るための「ふるさと学習」を推進します。

令和8年度は、「ふるさと学習」の教育課程への効果的な位置づけを探るとともに、独自に作成した「ふるさと学習テキスト」の積極的な活用を推進します。この取組により、児童生徒が奥州市のよさや課題を捉えるとともに、地域のためにできることや将来の生き方について主体的に考えることができるよう指導の充実を図ってまいります。

2つ目は、「社会の変化に対応した教育環境の推進」であります。この項目は、校舎などの教育施設の改修などハード的環境整備となります。

児童・生徒を取り巻く学習環境や生活環境の向上のため、トイレの洋式化及び屋内運動場のLED化などを進めるとともに、老朽化が進む施設の修繕を計画的に進めます。

また、学校給食施設については、子どもたちへの安心・安全な給食を提供するため、令和8年度2学期からの奥州西学校給食センターでの給食提供を目指します。

次に「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」について申し上げます。

地域の歴史は、そこに住む人々のアイデンティティの源であり、指定・登録文化財

や未指定文化財は地域社会の活性化や魅力ある郷土づくり、市民の学習活動における資源であります。市民、特に未来を担う子どもたちが郷土を理解して誇りをもつことができるよう、その基本となる歴史遺産の調査研究、適切な保存と活用を進めます。

以下、重点施策を申し述べます。

1つ目は、「文化財保護体制の充実」であります。

文化財の保存と活用の指針となる文化財保存活用地域計画の作成を進め、令和8年度中に文化庁の認定を目指します。認定後は、市民に向けた普及版を作成するとともに、周知イベントを開催し、行政と所有者だけでなく、地域住民や研究機関など産学官民の多様な担い手が総がかりで文化財の保存・活用に参加する体制の構築を進めます。

2つ目は、「歴史遺産の公開と活用」であります。

国指定史跡長者ヶ原廃寺跡の適切な保存と管理及び活用を図るため、引き続き史跡整備を進めます。また、国指定史跡胆沢城跡歴史公園の公開事業を実施するほか、歴史資料の調査研究を進め、その成果を公開します。

3つ目は、「文化財の保存と管理」であります。

無形民俗文化財の継承、保存、普及啓発の機運醸成を図るため、郷土芸能祭を継続的に開催し、保持団体に活動発表及び担い手の育成・確保の機会を提供します。また、指定文化財の所有者・保持団体による保護・伝承事業に対して補助金を交付し、保存伝承を支援します。

Ⅱ みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

続いて、市総合計画に掲げる大綱「みんなで創る生きがいあふれるまちづくり」に係る基本施策「豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進」について申し上げます。

1つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」であります。

市民一人ひとりが、生涯にわたる学びを得ることで豊かな生き方にしていき、持続可能でよりよい社会を築いていけるよう、自由に学べる学習機会の創出や情報の提供を行います。また、地区振興会等による自主的な学習活動が効果的に実施されるよう、事業実施に向けた助言のほか、人材育成に係る研修機会の提供などを通じて支援してまいります。

また、家庭教育講演会や教育振興運動、青少年リーダー育成、放課後子ども教室などの各種事業を地域ぐるみで実施することにより、家庭教育の支援及び青少年の社会

参加活動への意欲向上や心豊かな人間性の涵養を図ります。

2つ目は、「本に親しむ活動の推進」であります。

図書館における利用者への情報提供、多様なニーズを捉えた企画展の開催、学習や調査研究における相談業務などを行うことにより本に親しむ環境づくりに努めるとともに、読書ボランティアとの連携による幼児や小中学生への読み聞かせ活動、中学生及び高校生ボランティアの育成に取り組み、子どもから大人までが本に親しむ機会を提供してまいります。

以上、令和8年度における教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し述べました。

これからの「まちづくり」においては、学びの成果が個人の成長にとどまらず、地域の持続的な発展へとつながっていく「人づくり」の礎となることが求められております。

そのためには、学校教育、社会教育及び文化財行政の各分野における取組を着実に進め、教育環境の整備と学びの基盤の充実を図るとともに、家庭・学校・地域・行政の連携を一層深め、それぞれの役割を活かした教育体制の強化に努めなければなりません。

本市の素晴らしい歴史や文化を大切にし

ながら、ふるさと奥州への誇りと愛着を育み、その思いが地域社会の活性化を促す豊かな力となるよう、全力で教育行政を推進してまいります。

議員各位並びに市民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政方針といたします。